

セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業の皆様は融資を受けることができます。なお、昨年12月4日施行された「中小企業金融円滑化法」には、金融機関は、中小企業者から申し込みがあった場合には、できる限り、信用供与（融資）や貸付条件の変更、旧債の借換等の適切な措置をとるように努めると定められております。なお、千葉県のセーフティーネット資金については昨年12月号参照。

経営環境変化対応資金

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（物価高騰、円高、株安、経済不安など）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方（利益が増加していても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります）。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）7億2,000万円
- 貸付利率：基準利率、基準利率－0.3%（運転資金であって最近における売上高等が前期に比し3%以上減少している場合）
- 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

金融環境変化対応資金

【対象となる方】

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）別枠3億円
- 貸付利率：基準利率、基準利率－0.3%（運転資金であって最近における売上高等が前期に比し3%以上減少している場合）
- 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

取引企業倒産対応資金

【対象となる方】

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）別枠1億5,000万円
- 貸付利率：基準利率、倒産対策利率A、倒産対策利率B（直近の倒産率等を踏まえ、政府が必要と判断する場合には倒産対策利率を適用）
- 貸付期間：運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

【取扱金融機関】

日本政策金融公庫（中小企業事業）：経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金も共通

【ご利用方法】

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

危機対応円滑化支援業務を活用したセーフティーネット貸付

国際的な金融秩序の混乱等といった国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機において、対象となる中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫のセーフティーネット貸付と同様の融資制度をご用意されています。

お問い合わせ先

■日本政策金融公庫（中小企業事業）

東京相談センター TEL. 03-3270-1260

千葉支店

〒260-0027 千葉市中央区新田町 1-1 TEL. 043-243-7121

■商工中金

お客様サービスセンター TEL. 03-3246-9366

千葉支店

〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 TEL. 043-248-2345

松戸支店

〒271-0092 松戸市松戸 1846-2 TEL. 047-365-4111